

東京都内水面漁場管理委員会指示 第2号

令和六年度における第五種共同漁業に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第一百七十一条第四項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年3月14日

東京都内水面漁場管理委員会 会長 安永勝昭

漁業者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考	
青梅市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合  西多摩郡奥多摩町 氷川1793番地 氷川漁業協同組合	内共第1号	あゆ	1,500 kg	10~15 g			
		にじます	7,840 kg	100 g			
		やまめ	3,600 kg	100~105 g			
		稚魚 130,000 尾		2 g			
		卵 170,000 粒					
		いわな	275 kg	100~400 g			
		こい	10,000 粒			13箇所	
		ふな	25 kg	50 g			
青梅市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第4号	あゆ	10 kg	10 g			
		にじます	250 kg	100 g			
		やまめ	200 kg	100 g			
		卵 10,000 粒					
		こい				3箇所	
		ふな	5 kg	50 g			
		うぐい				6箇所 (1箇所10㎡以上)	
		かじか				3箇所 (1箇所10㎡以上)	
あきる野市養沢 1311番地 秋川漁業協同組合	内共第2号	あゆ	1,400 kg	30~50 g			
			2,600 kg	1~7 g			
		にじます	1,500 kg	100 g			
		やまめ	7,200 kg	90 g			
		稚魚 50,000 尾		2 g			
		卵 131,500 粒					
		こい				18箇所	
		ふな	200 kg	20 g			
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第3号	あゆ	290 kg	25 g			
		こい				8箇所	
		ふな	190 kg	200 g			
		うぐい				8箇所 (1箇所15㎡以上)	
	内共第12号	うなぎ	40 kg	40 g			
		あゆ	50 kg	25 g			
		こい				5箇所	
		ふな	140 kg	200 g			
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合  八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ	40 kg	25 g			
		にじます	800 kg	80 g			
			85 kg	1,700 g			
		やまめ	120 kg	100 g			
		稚魚 10,000 尾		2 g			
		卵 15,000 粒					
		こい				4箇所	
		ふな	80 kg	200 g			
内共第5号	うぐい				11箇所 (1箇所10㎡以上)		
	うなぎ	20 kg	40 g				
	かじか				5箇所 (1箇所10㎡以上)		

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考	
西多摩郡奥多摩町 川野529番地 小河内漁業協同組合	内共第9号	にじます	350 kg	100 g			
		やまめ	125 kg	100 g			
		稚魚 10,000 尾		2 g			
		卵 10,000 粒					
	いわな	125 kg	150 g				
	稚魚 10,000 尾		2 g				
	うぐい				1箇所 (1箇所10㎡以上)		
	内共第10号	にじます	60 kg	100 g			
		やまめ	40 kg	100 g			
		稚魚 10,000 尾		2 g			
		卵 10,000 粒					
	いわな	40 kg	150 g				
稚魚 10,000 尾		2 g					
うぐい				1箇所 (1箇所10㎡以上)			
内共第15号	やまめ	稚魚 10,000 尾	2 g				
	卵 10,000 粒						
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京東部漁業協同組合	内共第6号	いわな	稚魚 10,000 尾	2 g			
		こい	稚魚 0 尾			1箇所	
		ふな	1,000 kg	25 g			
	内共第11号	うなぎ	20 kg	25 g			
		こい	稚魚 0 尾			4箇所	
		ふな	1,400 kg	25 g			
うなぎ	60 kg	25 g					

注 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のため東京都内水面漁場管理委員会が発動した委員会指示(委員会指示第1号)に従い、種苗放流に係る指示は行わないこととする。